

平成16年度（2004）

要 覧



日野市立教育センター

目

次

日野市立教育センター事業案内	1
I 教育センター概要	2
1 設置目的	2
2 施設	2
3 沿革	2
II 運営組織	6
1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置	6
2 日野市立教育センター組織・係	6
3 運営審議会	7
4 教育センターの部・係（担当）	8
III 事業計画	9
1 調査研究部	9
2 研修部	13
3 相談部・一般教育相談・学校生活相談	13
IV 設置条例・施行規則	16
1 日野市立教育センター設置条例	16
2 日野市立教育センター設置条例施行規則	17
V 教育センター案内	

日野市立教育センター事業案内

教育センター	開館時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
	休館日	土曜・日曜日・祝日	TEL 042-592-0505
	〒191-0042	日野市程久保 5 0 5	FAX 592-1148
一般教育相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0505	
	午前 10 時～午後 5 時	FAX 592-1148	
	子どもこころの電話相談	TEL 592-2782	
学校生活相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0863	
	適応指導（わかば教室）	午前 9 時～午後 4 時	FAX 042-592-0863

I 教育センター概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及び適応指導等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究
- (2) 学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (3) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (5) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (6) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- (7) 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施設

施設名	所在地	開設年月日	部屋名と数
日野市立教育センター	日野市程久保550番地	平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡大し、それに新規事業も加えて設置	所長室・応接室1 所員室3 講堂1 講座室3 研修室1 相談室4 プレイルーム3 学習室2 待合室1 教材室2 会議室1 パソコン室1 教育図書資料室1 倉庫1 事務室1 その他

3 沿革

- 昭和61年4月1日 「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）
初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰 教育相談室を資料室へ移転。
- 昭和61年4月30日 日野市教職員研究資料室設置規則（教育委員会規則第4号）を制定する。
- 昭和63年4月1日 日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。
初代室長 山本 保

○ 平成5年9月7日 日野市議会定例会議案第70号「日野市立教職員研究室設置について」が「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。

○ 平成6年4月1日 「日野市立教職員研究室」が設置される。

初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子

組織（教育経営係、教育情報係、教育相談係、教育環境係、庶務係）

○ 平成6年4月1日 3か年の時限事業「日野市戦後教育史」編集事務局を置く。

○ 平成6年5月16日 平成6年度第1回運営審議会を開催。同日開室式を行う。

○ 平成6年8月2日 日野市立教職員研究室室長 園田 匠が本日付で退職し、

平成6年8月3日付で日野市教育委員会教育長に任命される。

○ 平成6年10月13日 日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命され、着任する。

○ 平成7年3月20日 平成6年度教職員研究室紀要第7集を発刊する。

○ 平成7年5月9日 平成7年度第1回運営審議会を開催する。

○ 平成8年3月20日 平成7年度日野市立教職員研究室紀要第8集を発刊する。

○ 平成8年5月14日 平成8年度第1回運営審議会を開催する。

○ 平成9年3月19日 平成8年度日野市立教職員研究室紀要第9集を発刊する。

○ 平成9年5月13日 平成9年度第1回運営審議会を開催する。

○ 平成10年3月31日 平成9年度日野市立教職員研究室紀要第10集を発刊する。

○ 平成10年4月21日 第1回ひのっ子教育21研究員会総会を行う。

会 長 増賀従男（市立平山台小学校長） 研究員 45名（幼、小、中）

○ 平成10年5月1日 教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。

○ 平成10年5月19日 平成10年度第1回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学教授）を開催する。

○ 平成11年2月25日 平成10年度ひのっ子教育21研究員会研究発表を行う。

○ 平成11年3月31日 平成10年度市立教職員研究室紀要第11集を発刊する。

○ 平成11年4月1日 教職員研究室事務長に加納久照（総務部より）が着任する。

○ 平成11年4月20日 平成11年度ひのっ子教育21研究員会総会を行う。

会 長 畑石重輝（日野市南平小学校長） 研究員43名（幼、小、中）

○ 平成11年5月21日 平成11年度第1回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学教授）を開催する。

○ 平成12年2月22日 平成11年度ひのっ子教育21研究員会研究発表を行う。

○ 平成12年3月31日 平成11年度日野市立教職員研究室紀要第12集を発刊する。

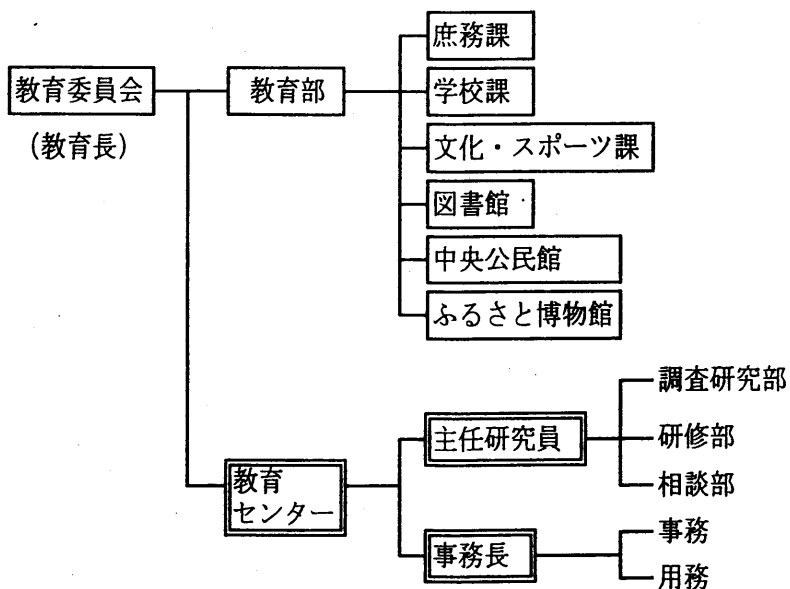
○ 平成12年4月1日 教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が併任する。

- 平成12年4月1日 日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野1369-27 東町まちづくり事務所内に開設される。
- 平成12年4月20日 平成12年度ひのっ子教育21研究員会総会を行う。
会 長 秋山憲一（日野第八小学校長） 研究員24名（幼、小、中）
- 平成12年5月25日 平成12年度第1回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学教授）を開催する。
- 平成13年2月23日 平成12年度ひのっ子教育21研究員会研究発表を行う。
- 平成13年3月31日 平成12年度日野市立教職員研究室紀要第13集を発刊。
- 平成13年4月20日 ひのっ子教育21研究員会総会を行う。
会 長 廣田敬一（三沢台小学校校長） 研究員36名（幼、小、中）
算数・数学部会、道徳部会、総合的な学習部会の3部会
- 平成13年5月25日 平成13年度第1回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催する。
- 平成14年2月15日 ひのっ子教育21研究員会、第4回研究発表会を市民会館小ホールにて行う。
- 平成14年3月5日 平成13年度第2回運営審議会を開催し、事業報告を行う。
- 平成14年3月31日 平成13年度市立教職員研究室紀要第14集を発刊する。
日野市立教職員研究室長 清水七郎、本日を以て退職する。
- 平成14年4月1日 長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務取扱・事務長事務取扱に就任する。
研究室組織（教育経営係、教育相談係、教育環境係、庶務係）
- 平成14年4月25日 平成14年度ひのっ子教育21研究員会総会を行う。
会 長 鈴木利恵子（日野第二小学校長） 研究員36名（幼、小、中）
国語部会、英語活動・英語部会、図工・美術部会の3部会
- 平成14年5月23日 平成14年度第1回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催する。
- 平成15年1月1日 日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命され、着任する。
- 平成15年2月28日 平成14年度ひのっ子教育21研究員会研究授業・発表会を日野第七小学校及び日野市民会館大ホールにて行う。
- 平成15年3月4日 平成14年度第2回運営審議会を開催し、事業報告を行う。
- 平成15年3月7日 日野市教育センター在り方検討委員会が教育委員会に設置（委員長 篠原昭雄）され、第1回会議が開かれる。
- 平成15年3月31日 平成14年度市立教職員研究室紀要第15集を発刊する。

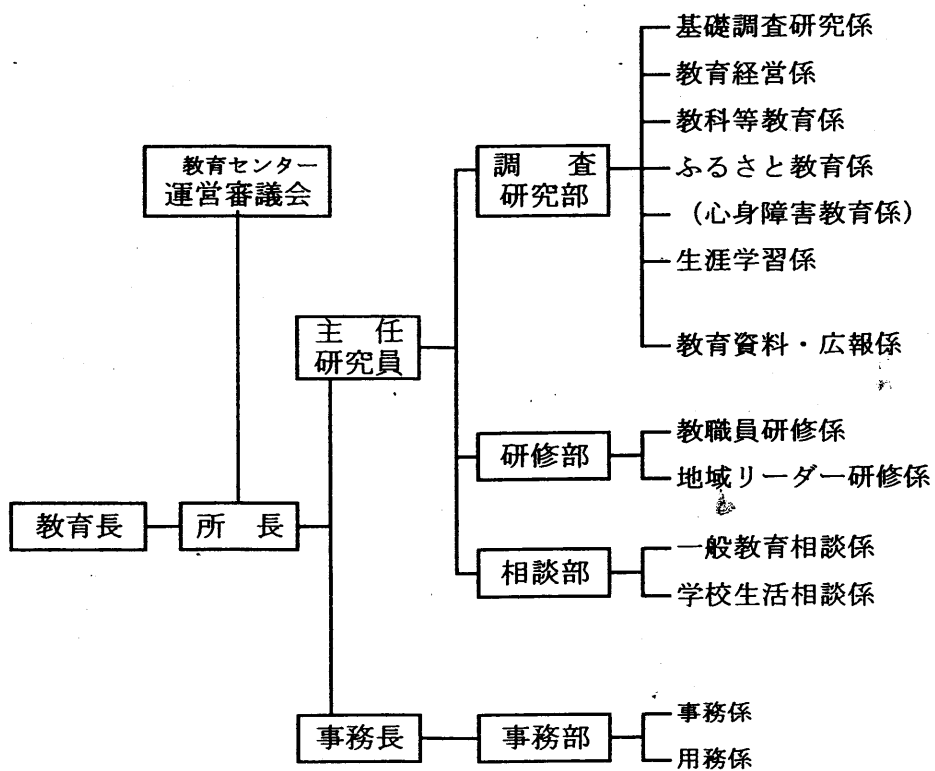
- 平成15年4月1日 日野市立教職員研究室が設置されて10年目を迎える。
組織は設置以降、教育経営係、教育相談係、教育環境係、庶務係。
- 平成15年4月22日 平成15年度ひのっ子教育21研究員会総会を行う。
会 長 市川直道（日野第七小学校長）研究員43名（幼、小、中）
学校図書館部会・少人数学習部会・地域の教材開発部会の3部会
- 平成15年5月27日 平成15年度第1回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大
学名誉教授）を開催し、事業について審議する。
- 平成15年9月2日 日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）
が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。
- 平成15年12月18日 日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置
条例（平成5年条例第22号）の全部を改正する「日野市立教育センター
設置条例」（平成15年条例第26号）が可決成立し、平成16年4月1日
開設が決まる。
- 平成16年1月9日 教職員研究室が潤徳小学校舎内から旧高幡台小学校跡に移転
する
- 平成16年3月27日 日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室
設置条例施行規則（平成6年教育委員会規則第1号）の全部を改正する「日
野市立教育センター設置条例施行規則」が可決成立する。
- 平成16年4月1日 「日野市立教育センター」が設置される。
初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川一彦（教育部参事）併任
事 務 長 山田芳男（健康課長より）
- 平成16年4月 9日 教育センター講堂にて開所式を行う。
- 平成16年4月28日 教育センター講堂において、平成16年度ひのっ子教育21
研究員会総会を行う。
会 長 垣内成剛（三沢台小学校長）研究員31名（幼、小、中）
幼稚園、小学校国語、小学校算数、中学校（総合的な学習の時間）の4部会
- 平成16年5月19日 平成16年度教育センター第1回運営審議会（委員長 亀井
浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業について審議する。

II 運 営 組 織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センター組織・係



3 運営審議会

(1) 運営審議会

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項について所長の諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関すること。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関すること。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 4 教育相談並びに学校生活相談に関すること。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要なこと。

運営審議会は運営審議会委員長の召集によって、年2回開催される。

(2) 平成16年度 運営審議会委員

教育センターの運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学 識 経 験 者>

亀 井 浩 明 帝京大学名誉教授

<社会教育関係者>

荻 野 治 雄 社会教育委員（元東京家政大学教授）

<学校教育関係者>

倉 本 智恵子 日野市立幼稚園会長代表

鈴 本 利恵子 日野市立小学校長会代表

正 留 久 巳 日野市立中学校長会代表

<教育行政関係者>

長谷川 一彦 日野市教育委員会 教育部参事

篠 原 昭 雄 日野市立教育センター所長

4 教育センターの部・係（担当）

所 長		篠 原 昭 雄
主任研究員 教育部参事		長谷川 一 彦
教育センター担当指導主事		伊 藤 浩 介
事 務 長 （事務部兼務）		山 田 芳 男
調査研究部	主任	雨 宮 充
○基礎調査研究係 「教育課程(カリキュラム)研究」等		雨 宮 充
〃		井 内 幹 雄
○教育経営係 「少人数指導研究」等		大 澤 眞 人
〃		許 斐 文 代
○教科等教育係 「ひのっ子教育21研究員会研究」		圓 谷 雅之助
〃		高 橋 茂 子
○ふるさと教育係 「環境教育推進研究」等		高 若 林 宏 子
〃		高 橋 茂 子
○生涯学習係 「地域教育推進研究」等		高 斎 藤 正 子
〃		若 林 宏 子
○教育資料広報係 「教育図書・資料等」		辻 野 良 子
〃 「ひのっ子きょういく」等		許 斐 文 代
〃		大 澤 眞 人
研 修 部	主任	畑 野 元 一
○教職員研修係		畑 野 元 一
〃		丘 博 光
○地域リーダー研修係		斎 藤 正 子
〃		若 林 宏 子
相 談 部	主任	河 村 好 人
	主任	吉 野 美智子
○一般教育相談係 「教育相談・子どもこころの電話相談」		河 村 好 人
〃		田 窪 章 子
〃		望 月 桂
〃		小 川 雅 代
〃		吉 平 絵未子
○学校生活相談係 「健全育成担当」		鈴 木 慶 治
〃 「適応指導（わかば）教室担当」		吉 野 美智子
〃		西 田 敦 子
事 務 部		事務長兼務
○事務係		小 松 あさ江
○用務係		飯 田 良 一

Ⅲ 事業計画

1 調査研究部

日野市の教育における今日的な課題である、基礎・基本の定着、環境教育の充実、少人数指導の在り方及び地域の教育力活用に関する四つの研究事業（プロジェクト）を設定し教育センターと学校・教育行政・社会教育関係者等と連携して、日野市の当面する教育課題について実践的に調査・研究を行う。

また、ひのつ子教育21研究員会研究の充実を図り、学校教育の改善に資するとともに日野市の教育施策に反映する情報を提供する。

（1）基礎調査研究係：教育課程及び基礎・基本定着の研究

- ① 目 的 ・平成16年度の各校の（園）の教育課程を日野市の学校教育の今日的課題を踏まえて調査分析し、また、基礎・基本としての学力とその定着の仕方を明らかにする。

- ② 内 容 ・調査の基礎・基本を各学年領域ごとに明らかにし、学習指導内容（教材）の構成を図る。

・基礎基本の内容を定着させるための学習指導法を明らかにし、基礎・基本となる力を身につけるための研究をする。

・教育課程（カリキュラム）研究委員会が、必要に応じ市内各校（園）の協力を得ながら、基礎・基本表の作成（国語・算数・数学）等の調査研究を行う。

☆市内各校（園）の教育課程の分析

☆教科（国語・算数・数学）の基礎的・基本的な内容の分析

☆基礎・基本の定着を図るための学習指導内容の構成及び学習指導法

☆委員所属校における授業実践

☆調査研究結果報告書を作成し報告会を開く。

☆各校教育課程作成のための情報提供

③ 運営組織

・幼稚園・小・中学校教育関係者、指導主事、教育センター所員で教育課程（カリキュラム）委員会を編成し研究を進める。

委員長 河野 和昌（夢が丘小学校長） 副委員長 吉村 正久（大坂上中学校長）

委 員 倉本智恵子（日野第七幼稚園長） 半田あつ子（日野第五小学校教頭）

中島 栄二（百草台小学校教頭） 橋本 忠明（日野第四小学校教頭）

岡部 英敏（三沢中学校教頭） 鈴木 直也（七生中学校教頭）

山本 美紀 (潤徳小学校教諭)	野田 さゆり (南平小学校教諭)
豊永 雅子 (三沢台小学校教諭)	伊東 文子 (日野第一小学校主幹)
高橋 悦子 (日野三小学校教諭)	青木 裕子 (日野五小学校教諭)
安齋美代子 (日野第八小学校教諭)	石居 直美 (旭が丘小学校教諭)
伊藤 浩介 (教育センター担当指導主事)	五十嵐俊子 (学校課指導主事)
雨宮 充・井内 幹雄 (教育センター所員)	

(2) 教育経営係：少人数指導研究

- ① 目 的 少人数加配教員、教員補助者等、地域も含む教育力の効果的な活用方法について明らかにする。
 - ② 内 容
 - ・すでに明らかになっている成果を分析し、その活用方法について明らかにする。
 - ・少人数指導教諭を含む複数指導体制での実践を行い、少人数指導実施上の課題を明らかにする。
 - ・地域も含む教育力の活用の方策を、実践を通して明らかにする。
 - ・少人数指導教諭及びその他の教育力の活用による指導の、効果的な評価の在り方を明らかにする。
 - ③ 運営組織 少人数指導推進委員会と、調査研究協力校とが連携して、先行実践等の調査研究とその検証・研究のまとめを行う。
 - ・委員会構成

委員長 奥原京子 (七生中学校長)	副委員長 垣内成剛 (三沢台小学校長)
委員 林田千野 (同 教諭)	神原しげ美 (同 教諭)
委員 桑原雅道 (旭が丘小学校主幹)	伊藤智子 (平山小学校教諭)
- (事務局) 伊藤浩介 (教育センター担当指導主事) 大澤真人・(許斐文代) (教育センター)

(3) ふるさと教育係

環境教育推進と学校に環境 ISO の導入の仕方を研究する

- ① 目 的 研究を推進するために、環境教育推進委員会を設置し、協力校の協力を得て学校における環境教育の開発を進めるとともに、学校版環境 ISO の導入の仕方について研究する。
- ア. 内容 児童生徒に環境に対する意識啓発の方策や学校版環境 ISO への取り組みと学校に取り入れるための仕方について研究する。
- イ. 実施方法 環境教育推進委員会での研究計画に基づいて、東光寺小学校、

滝合小学校の2校の協力を得て、実施計画に沿って、事例づくりに取り組む。

東光寺小学校は、相互の環境に対する意識を高めていきながら、継続的に環境保全活動を進めるとともに学校版環境 ISO への取り組みを学校の教職員に取り入れるための方法について研究する。

滝合小学校は、児童の環境に対する意識を高めるため、各教科等を通して「環境にやさしい学校づくり」に向けた研究を進める。

環境教育推進委員会は、両校の実践を基にして、学校版環境 ISO 導入の仕方についての成果をまとめる。

② 組 織 環境教育推進委員会

委員長 太田 由紀夫（滝合小学校長） 副委員長 田崎 寛文（東光寺小学校長）

委員 谷合 昭二・幅岸 みち子（環境保全課職員） 笹木 延吉（環境緑化協会常務理事） 稲富 良子・仁賀田 暁子（教育庶務課職員）伊藤 浩介（指導主事）

若林 宏・高橋 茂子（教育センター所員）

（４）教科等教育係：ひのっ子教育２１研究員研究

- ① 目 的 ひのっ子教育２１研究員会研究事業実施要項の第１条には「日野市教育委員会に、ひのっ子教育２１研究員会を置き、日野市における学校教育の充実を図る」とある。幼稚園・小学校・中学校にわたっての研究員制度は、他市には見られない日野市独自のもので、今年で７年目を迎える。

- ② 内 容 第２条の「研究員会の研究員は、日野市教育委員会教育目標の達成を目指し、幼児教育、教科領域等の教育内容・教育方法の実践的研究を行う」を基に幼児、児童、生徒に直接結びつく研究と授業実践を行う。

本年度は

共通テーマ	「一人一人のよさや可能性を伸ばす指導の改善」.
幼稚園部会	知的好奇心の発達に関する研究
小学校国語部会	表現力を伸ばす個に応じた指導の工夫
小学校算数部会	数学的に考える力を伸ばす個に応じた指導の工夫
中学校部会	総合的な学習の時間における指導と評価の一体化 (各教科で身に付けた学力の総合化をめざして)

と４部会、４サブタイトルで研究を進めている。

- ③ 運営組織 上記研究事業実施要項のもと、「ひのっ子教育２１研究員会の組織及び運営」「ひのっ子教育２１研究集会実施要項（１泊２日）」の細則がある。

この細則に基づいて、下表の役員が運営に当たっている。

会 長	垣内 成剛（三沢台小学校長）
副会長	前川 恵子（第二幼稚園長）、秋山 譲児（日野第二中学校長）
顧 問	京極 澄子（日野第二小学校長）
庶 務	中村 康成（東光寺小学校教頭）、千葉 正（平山中学校教頭）
教育センター	圓谷 雅之助（庶務担当）、高橋 茂子（会計担当）

4月28日には、研究員総会が開催され31名の研究員に教育長より、委嘱状が手渡された。今後は、月1回の定例研究部会を主に教育センターで行い、8月3～4日の宿泊研究集会、8月27日の中間発表会を経て、実践研究を深め、平成17年2月23日に本発表会を行う予定。

（５）生涯学習係 地域教育推進研究（地域リーダー研修）

① 目 的 学社の連携・融合の方法を追求するとともに、幼児・児童・生徒の地域における教育や学習活動を支援するリーダーの養成を行う。

② 内 容

- ・学社連携のための実態把握・・・土曜日の過ごし方の実態を調べる。
- ・市内で、子どもたちの指導に努力している方との連携

③ 組 織・運 営 地域教育推進委員会を設けて研究を進める。

社会教育関係者、公民館・博物館の職員、育成会、文化スポーツ課職員
指導主事、教育センター所員

<地域教育推進委員会の機能>

- 子どもの教育について話し合う場や機会を設けたり、課題解決に向けた取り組みを推進したりするため、学校・家庭・地域間の連絡調整
- 学校教育活動への支援・協力
- 地域コーディネーター養成講座の開催……子どもたちが、地域の中で、生き生きと学ぶ力を体得するためのリーダー養成講座
- 地域教育活動の活性化の促進
情報の発信・子どもの地域活動への参画の促進
当面する課題や重要課題等の解決に向けた学習会研修会の開催

（６）教育資料・広報係

（１）教育図書・資料等担当……辻野良子

- ・図書の選定・購入や整理、その紹介や提供
- ・研究資料の収集・整理、その紹介や提供

- ・ビデオ資料の選定・編集や整理、その紹介
 - ・資料・図書等の整理方法の研究と提供方法の研究
 - ・教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行
- (2) 教育広報「ひのっ子きょういく」担当……………許斐文代・大澤真人
- ・教育広報の編集・発行に関する協力、援助
 - ・教育センター紀要の編集・発行

2 研修部

(1) 教職員研修係

現在の学校教育が抱える諸課題に的確に対応でき、市民の信託に応える教職員であることを期して、教育公務員としての資質向上、幼稚園、小・中学校教育の向上、職域経験に応じて求められる技能・能力の向上開発のため教育委員会主催現職研修を行う。教職員対象の本年度研修内容は、次の通りである。

○選択課題研修

- | | | |
|------------|----------|---------|
| ・キャリアアップ研修 | 教育課題研修会 | (4 講座) |
| | 教科専門研修会 | (2 講座) |
| | 学習指導法研修会 | (6 講座) |
| | 幼児教育研修会 | (6 講座) |
| ・夏期集中講座 | 情報教育研修会 | (13 講座) |

- | | | |
|-------|----------------|--------|
| ○必修研修 | 特別支援教育・教育相談研修会 | (4 講座) |
|-------|----------------|--------|

- | | | |
|-------|---------------|--------|
| ○職層研修 | ・管理職研修・学校経営研修 | (5 講座) |
| | ・主幹研修 | (5 講座) |

3 相談部

日野市立教育センター設置条例第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (4) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (5) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。

を受け一般教育相談と学校生活相談の二つの係となっている。

(1) 一般教育相談

① 目的・内容

日野市に在住する一般市民及び幼児・児童・生徒の教育相談に応じ、必要を認めて治療を行う。また、日野市の幼稚園、小学校、中学校と連携を図り、教育相談に関する研究の推進と教育相談の浸透・普及につとめ、次の事業を行う。

ア 教育相談の実施

- ・ 知能・学業・性格・身体・性癖・進路・適性等に関する相談活動
- ・ 幼児・児童・生徒の生活指導についての助言・援助
- ・ 市内公立幼稚園、小学校、中学校等における学校教育相談との連携
- ・ 心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学（園）相談への協力

イ 教育相談の外部諸機関、諸団体との連絡・情報交換

ウ 研究・研修などの教育相談活動の充実に関すること

エ 「教育センターだより」の執筆、教育相談研究紀要の編集・発行（年1回）

オ 適応指導教室との連携

② 運営組織

ア 相談方法

・ 来所相談

事前に電話で予約し、指定した日、面談と諸検査等をとおして、箱庭療法や
コラージュ、プレイセラピー、動作法等を用いてセラピーを行う。

・ 電話相談

相談内容としては、性格・行動・進路・余暇・しつけ・性の問題等を扱う。

イ 子どもこころの電話相談

- ・ 幼児・児童・生徒、保護者、学校関係者などの電話相談に応じる。

教育相談 電話 042-592-1160, 0505 FAX 042-592-1148

「子どもこころの専用電話」 042-592-2782

- ・ 相談日・時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

（土曜日・日曜日・祝日・年末・年始の休業日を除く）

ウ ケース・カンファレンス ・年間8回行う。

（2）学校生活相談係

① 目的・内容

心理的要因による不登校、登校を渋る児童・生徒に関する支援、相談、調査および資料提供を行う。

・ 具体的な内容

ア 適応指導「わかば」教室に通う児童・生徒への集団的指導と支援（学業を含む）

イ 各学校の不登校に関する相談、支援、情報提供

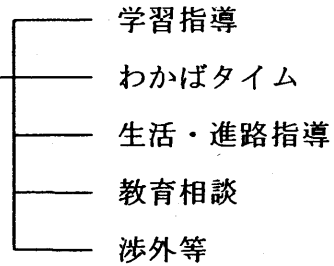
ウ 健全育成に関する調査、助言

エ 家庭に引きこもり傾向の児童・生徒に対する働きかけ

② 運営方法

ア 目標と計画の下適応指導、相談活動を行う

・適応指導教室「わかば教室」の指導体制



・適応指導教室「わかば教室」の主な年間活動計画

遠足、酪農体験、誕生会、スポーツ大会、音楽会、お茶会、老人ホーム訪問、地域の奉仕活動、夏休み学習会、新年を祝う会、卒業・進級を祝う会等

◇ 適応指導「わかば」教室への連絡先

電 話 042-592-0863

FAX 042-592-1148 「わかば教室」宛て

イ 適応指導教室連絡会を毎学期1回行う。

ウ 児童・生徒の欠席状況把握と報告を毎月行う。

エ 市内公立小・中学校の訪問を毎学期1回行う。

オ 生活指導主任会における指導、助言を行う。

カ 民生委員、児童相談所等の関連諸機関との連携を図る。

IV 設置条例・施行規則

1 日野市教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、日野市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (5) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (6) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者

- (2) 社会教育関係者
 - (3) 教育行政機関関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育員委員会が必要と認める者
- (委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第12条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第13条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)

2 日野市立教職員研究室条例(平成5年条例第22号)の一部を改正する。〔次のよう〕略
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

2 日野市教育センター設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第2条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

- (1) 主任研究員
- (2) 事務長
- (3) 専門職員
- (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第3条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

- (1) 教育センター運営の実施計画に関すること。
- (2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。
- (3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第4条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程（平成16年教育委員会規則第7号）第9条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(部及び事務分掌)

第5条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと（郷土ひの）教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者（地域リーダー）の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育相談並びに教職員の相談に関すること。
- (2) 学校生活（適応）についての相談及び援助に関すること。
- (3) 電話等による教育相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相談に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
- (2) 他の部に属さない事務に関すること。

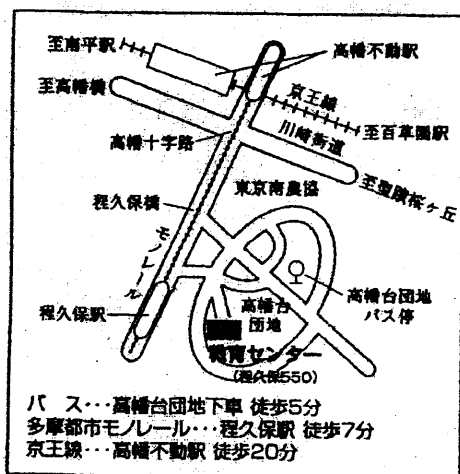
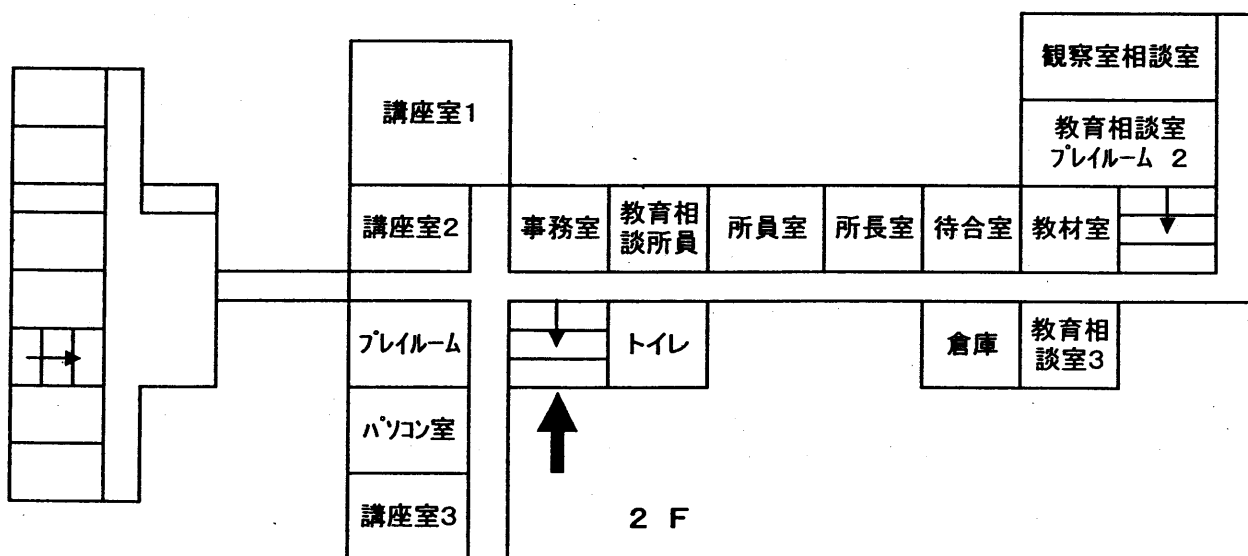
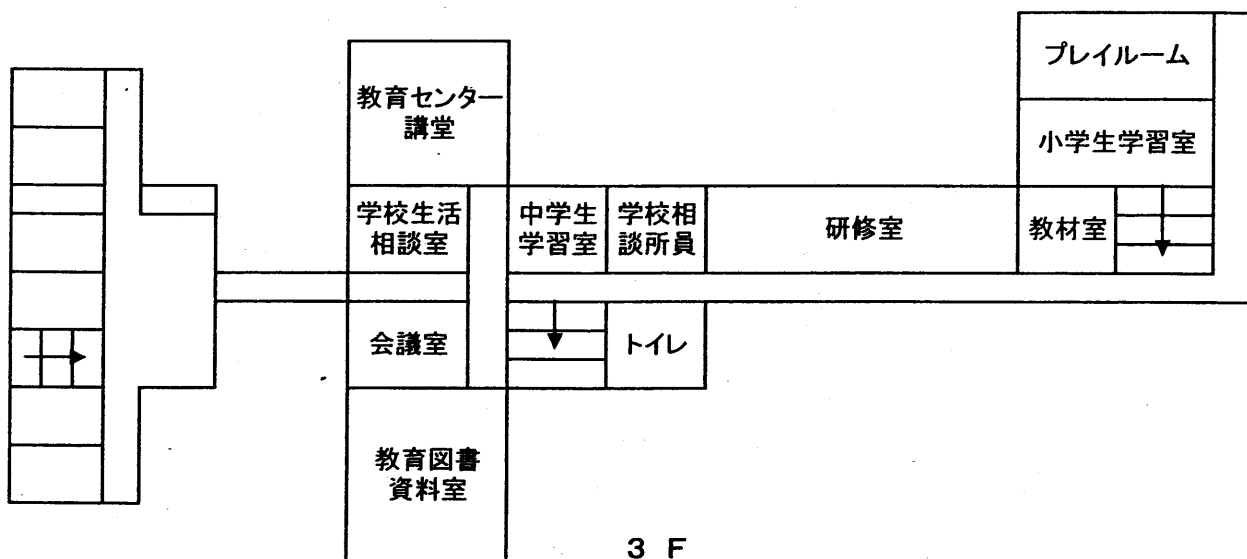
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

教育センター案内図



【教育センター案内】

開館時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始

場 所 程久保 550 Tel 592-0505